

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成26年11月

○前回会議【資料72】からの変更点

ページ	内 容
1	見やすさの観点から注釈追加
2	東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の記載追加
4	東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）の図を追加
5～7	わかり易さの観点から特定教育・保育施設、特定地域型保育、13事業、保育の必要性の認定の表を修正
9～10	出生数と出生率のグラフを追加し、それぞれ考察を追記
19	地図や凡例を大きくする。わかり易さの観点から、書きぶりを修正
20	21ページから22ページの表を「見える化」するため、量の見込みの表を追加し、平成27年度における教育・保育施設の利用見込み数を追加
21～22	特定教育・保育施設の行の1号認定と2号認定の幼児期の学校教育の希望が強い列を分けて記載
23～29	前回会議で議題となっていた部分を追記
32～38	(12)、(13)の内容を追加し、わかり易さの観点から、内容を充実 具体的な事業として、東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）等を基に表を追加
39	内容を充実
40	用語解説を追加 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）平成25年度進捗状況の表を追加予定 資料編を追加

目 次

第 1 章 計画策定の概要	
1 計画策定の背景及び趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子ども・子育て支援新制度の概要	
5 計画の策定方法	
第 2 章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状	
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
3 ニーズ調査の結果	
第 3 章 基本事項	
1 教育・保育および子ども・子育て支援事業の見込み量の算出方法	
2 教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	
3 幼児期の教育・保育	
4 地域子ども・子育て支援事業に関する事項	
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第 4 章 その他の事項	
1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第 5 章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	
資料編	
1 用語解説	
2 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）平成 25 年度進捗状況	
3 策定経過	
4 東久留米市子ども・子育て会議条例	
5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子ども子育てをめぐる動きについて

我が国の平成24年の出生数は103万7,231人となり、前年より1万3,575人減少しました。また、合計特殊出生率^{※1}（1人の女性が生涯にわたり子どもを生む子どもの数）は1.41となり、微増傾向にはあるものの、なお低い水準となっています。平成24年度の推計によれば、日本の人口水準を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準^{※2}）は2.07とされており、今後も低い水準が続く場合、将来の日本の人口が減少することにつながります。

また、社会全体の潮流として、核家族化の進展や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、子育てに対する価値観の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、相談相手に恵まれず、子育てに不安を抱く保護者も多いと考えられます。

こうした状況を反映して、特に都市部において保育需要に対応するため、保育所等の定員の拡大を図っているものの、供給が追いつかず、いわゆる「待機児童」の増加が課題となるとともに、子育て支援に対する市民からのさまざまな要望が寄せられています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境から、子どもが安心な環境で生まれ成長できるように、また、保護者が子どもと向き合い喜びとともに子育てができるように、行政や地域社会など、社会全体で子どもの育ちと子育てを支援していくことが求められています。

※1 合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する
※2 人口置換水準	人口が将来にわたって増加も減少もせず、均衡した状態となる出生水準

(2) 国の動向

国では、子育て支援のための基本的方向と施策を盛り込んだ「エンゼルプラン（今後の子育てのための施策の基本的方向について）」の公表以来、子育て支援に取り組んできました。また、「新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について）」では、保育関係に加えて雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた総合的な実施計画となりました。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」、「少子化対策基本法」が相次いで制定され、~~ました。~~この中では、子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する施策を進めていくこととして、地方公共団体と事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために行動計画を策定し、実施していくこととしました。

(3) 東久留米市の次世代育成支援

本市においても、平成17年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(前期)【平成17年度から平成21年度】」を、平成22年3月には「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)【平成22年度から平成26年度】」を策定して、子育て支援に取り組んできました。

この計画では、『子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ』を目指して～光り輝く子どもの成長、喜びあふれる子育てのために、地域全体で支える仕組みづくりの実現を」を基本理念として、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政などが連携し社会全体の連帯で作りに上げていくことを目標とにしました。

○東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)の基本目標

1. 地域における子育ての支援
2. 親と子の健康の確保及び増進
3. 子どもの成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 仕事と生活の調和の促進
6. 子どもたちの安全の確保
7. 要保護児童への対応等、きめ細やかな取り組みの推進

東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)では、上記の基本目標から主要課題を整理し、102にわたる施策・事業(資料編参照)について、それぞれ目標や方向性を設定しました。

計画期間中においては、各事業の進捗状況を把握し、目標達成状況などを踏まえ、事業を計画的に実施することで子育て支援を推進してきました。

また、次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」)の改正に伴い、市町村次世代育成支援行動計画の策定が任意化されたことを受け、平成25年度東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)の進捗状況を確認し、平成26年度の期中ではありますが、目標達成度も含め、全体を通して概ね計画に即して適正に事業実施されていると評価したところです。

今後は、次世代育成支援対策の中核であった保育サービスや子育て支援事業の推進について、次世代法が果たしてきた役割・機能は子ども・子育て支援事業計画をはじめとした、子ども・子育て支援法に引き継がれていきます。

(4) 計画策定の趣旨

これらの社会情勢を背景に、平成24年8月、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つと認識し、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」[※]が制定されました。

【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)は、子ども・子育て支援法の基本理念のもと、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組を一層促進するとともに、教育・保育および子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていくため策定するものです。

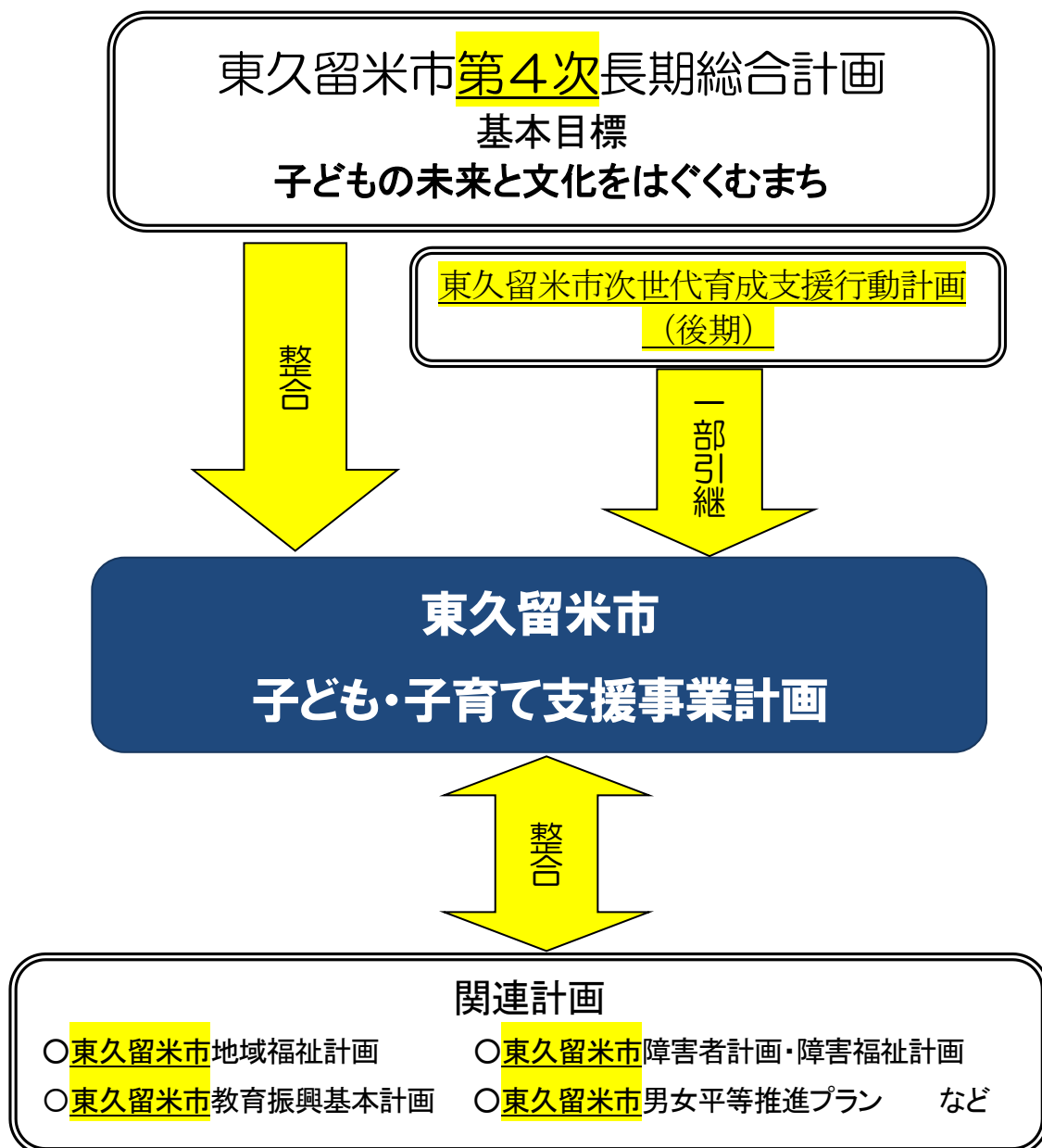
2 計画の位置づけ

(1) 基本的な位置づけ

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画[※]として、策定するものです。

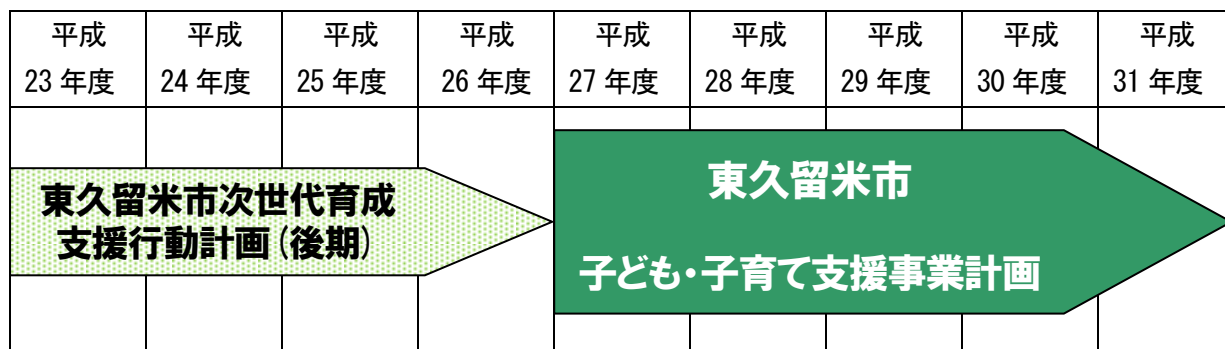
(2) 関連計画との関係

この計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「第4期東久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「東久留米市教育振興基本計画」、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。



3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間で計画期間とします。

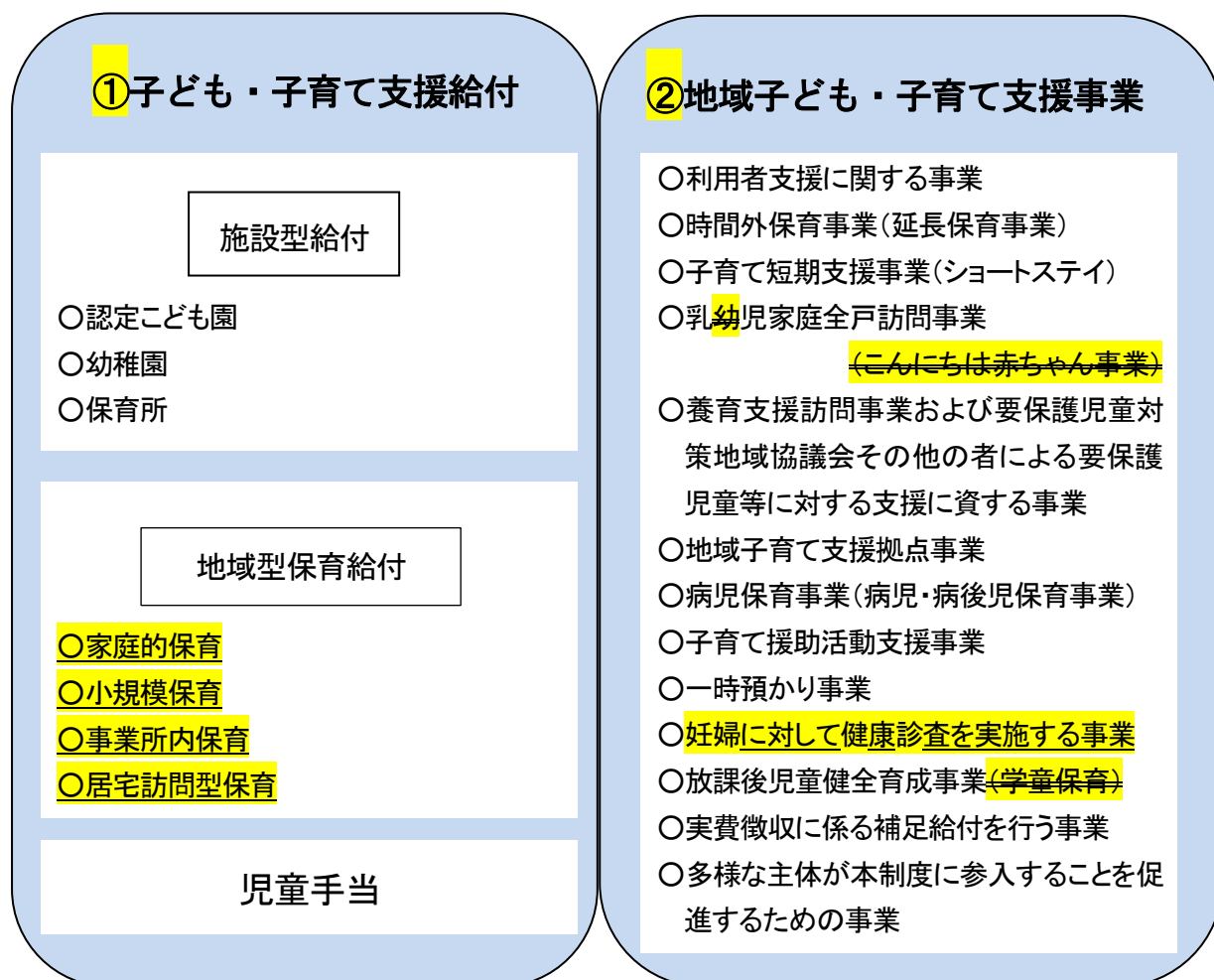


4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援法関連3法に基づく定める給付と事業

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

《新制度の「給付」と事業》



① 子ども・子育て支援給付特定教育・保育及び特定地域型保育事業

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、特定教育・保育施設（幼稚園（新制度へ移行しない幼稚園を除く）・保育園、認定こども園、小規模保育等の特定地域型保育事業施設）を利用する場合、子ども・子育て支援給付の対象となります。

○特定教育・保育施設

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型など種類があります）

※幼稚園は新制度に移行し施設型給付を受ける幼稚園（特定教育施設）と移行せず従来通り運営を行う幼稚園があります。いずれも教育内容に変更はありません。

○特定地域型保育

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社など事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別なケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を行う

② 地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で次の13の事業が定められています。

○地域子ども・子育て支援事業

事業名	対象事業
利用者支援に関する事業	子ども及び保護者のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の事業
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所や地域型保育で通常の利用日・利用時間帯以外において、保育の利用を確保する事業
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることができるようにする事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う事業
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る事業

地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する事業
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	子どもが病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて、保育および看護ケアを実施する事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)と、子育ての手助けをしてほしい方(ファミリー会員)が会員となって、地域で助け合う組織を推進する事業
一時預かり事業	幼稚園や保育所等で急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、子どもを預かる事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、健康診査をする事業
放課後児童健全育成事業	保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等の利用に必要な実費徴収費用について、利用世帯の所得状況等を勘案して、その全部又は一部を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間 ^{※1} 認定)	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	・幼稚園 ・幼稚園＋一時預かり ・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育を希望)	(一時預かりを利用することも出来ます)	・認定こども園＋一時預かり
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方	・認定こども園 ・保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育

※1 教育標準時間 幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

5 計画の策定方法

(1) 基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日号外内閣府告示第 159 号、**以下、「基本指針」**）を参酌し、策定しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例**により**を**根拠**に設置された機関です。

委員の構成は、

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- (5) 公募による市民

となっています。

なお**委員会議**は公開で行われ、審議内容は東久留米市のホームページで公開されています。

(3) ニーズ調査の実施

地域子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な**事業**計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

① 就学前児童調査

対象：市内に居住する 0 歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,000 人（無作為抽出）

方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成 25 年 10 月 18 日から 11 月 5 日まで

有効回収率：44.8%

② 就学児童調査

対象：市立小学校 2 年生のこどもを持つ保護者 848 人（悉皆）

方法：学校配布・学校回収によるアンケート調査

調査期間：平成 25 年 10 月 18 日から 10 月 29 日まで

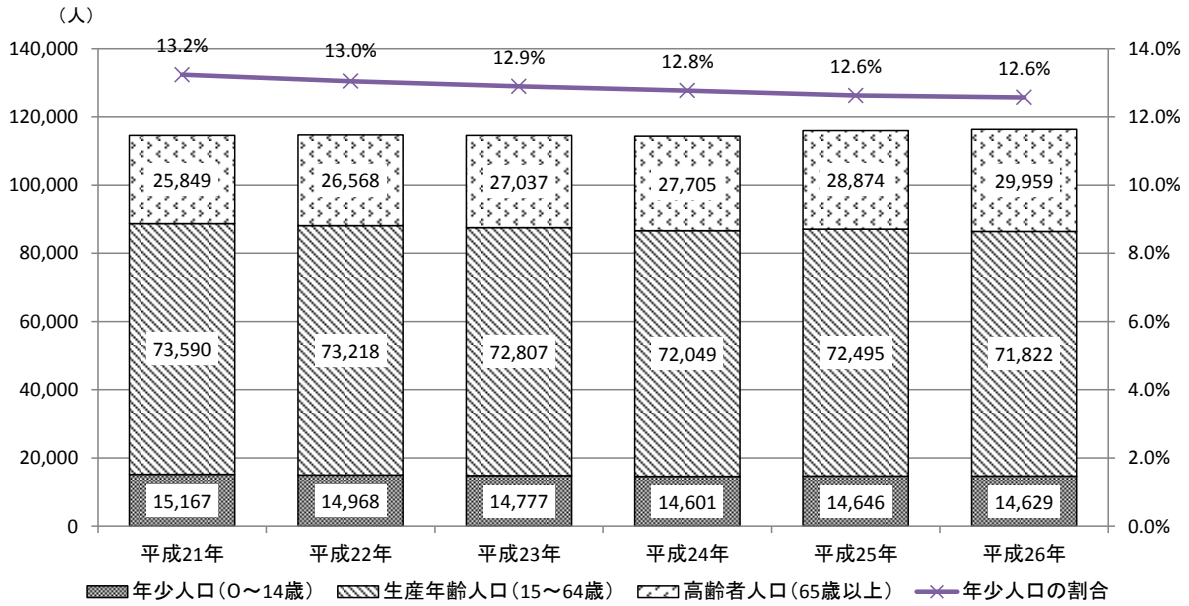
有効回収率：77.2%

これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状

1 人口と出生の現状

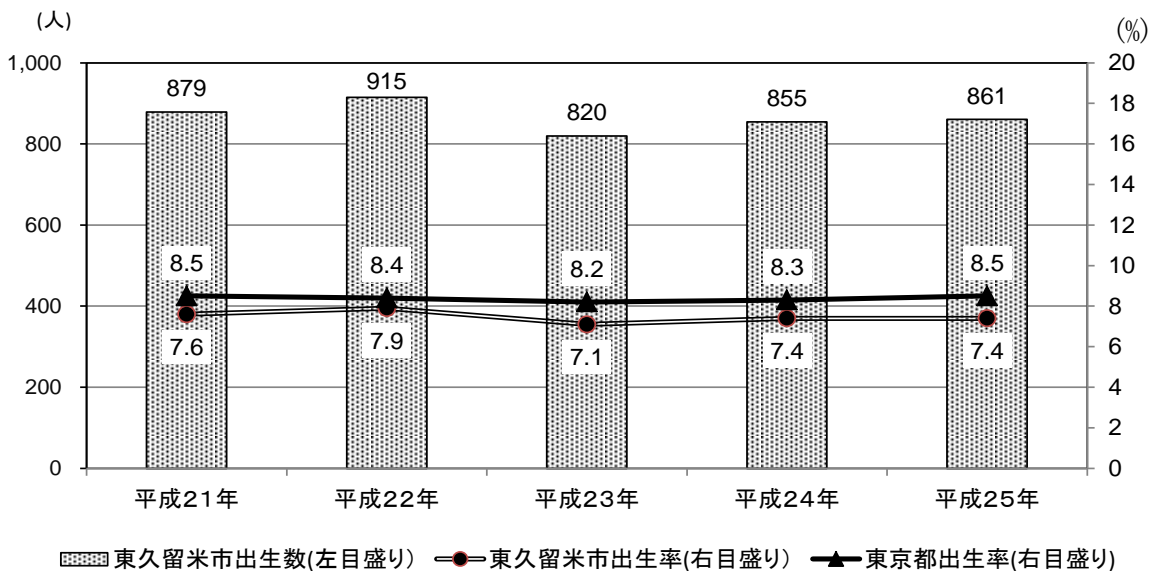
①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は増加しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

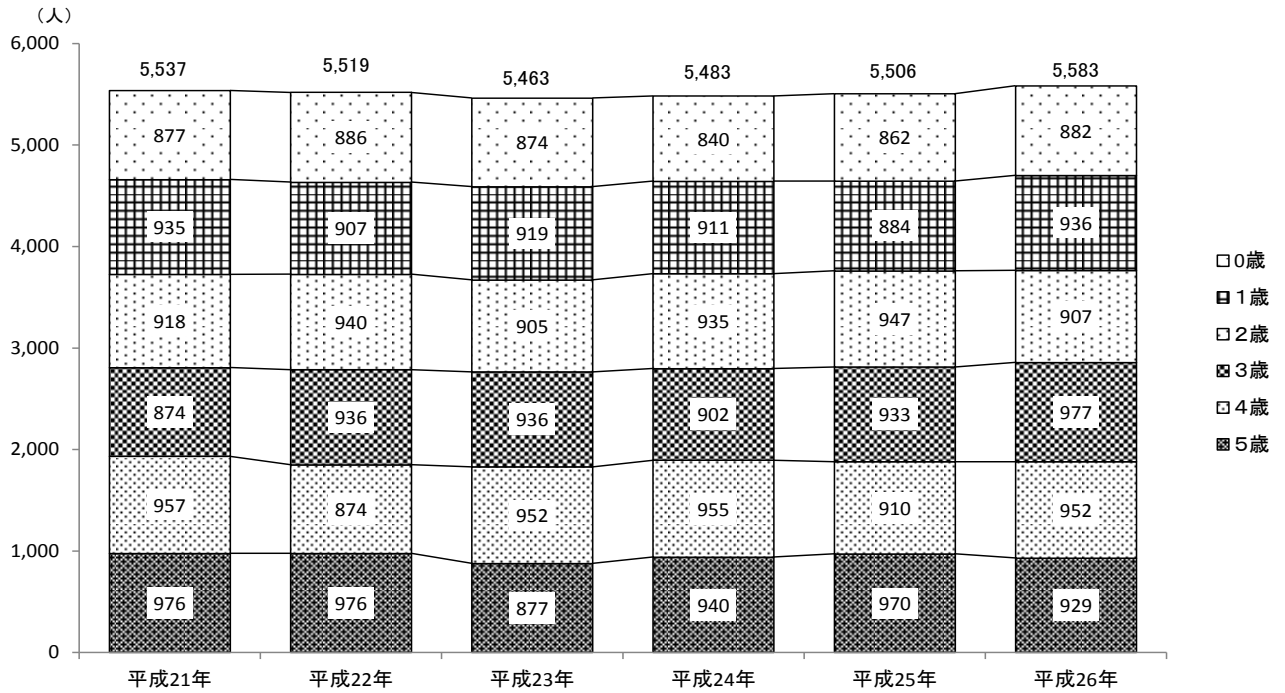
②東久留米市の出生数と出生率



【参考】東京都 人口動態統計

出生数は、年により若干の変動がありますが、平成23年以降は800人台で推移しています。人口1,000人あたりの出生率は、都の平均値を下回っています。

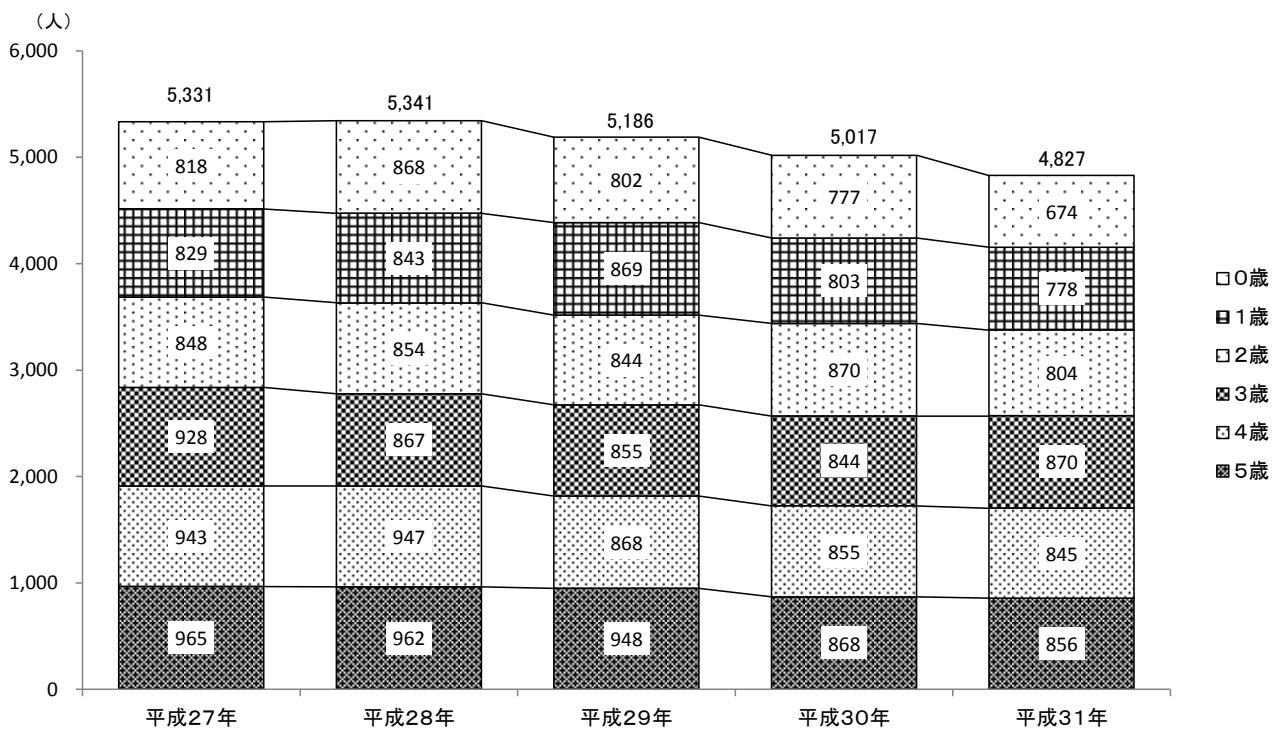
②就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

就学前児童の人口は、概ね5,500人程度で推移しています。

③就学前人口の推計



【参考】子育て支援課による推計

就学前人口は、減少していくことが推計されます。

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①認可保育園（認定こども園保育所部分含む）の施設数・定員・入所児童数

年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	施設数	10	11	10	10	10
	定員	984	1,004	1,004	1,014	1,011
	入所児童数	982	1,012	1,028	1,013	1,015
私立	施設数	5	5	6	7	7
	定員	506	500	554	671	671
	入所児童数	528	529	592	666	696
合計	施設数	15	16	16	17	17
	定員	1,490	1,504	1,558	1,685	1,682
	入所児童数	1,510	1,541	1,620	1,679	1,711

※各年4月1日現在

②認証保育所の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	2	3	3	3	3
定員	47	48	70	70	70
入所児童数	40	32	51	49	56

※各年4月1日現在

③家庭的保育事業（家庭福祉員）の施設数・定員・入所児童数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	6	7	7	6	8
定員	26	31	32	28	38
入所児童数	24	25	28	23	29

※各年4月1日現在

④幼稚園（認定こども園幼稚園部分含む）の施設数・認可定員・実園児数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	8	8	8	8	8
認可定員	2,155	2,155	2,155	2,225	2,295
実園児数	1,590	1,534	1,524	1,585	1,671

※各年5月1日現在

3 ニーズ調査の結果

この計画の策定にあたり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

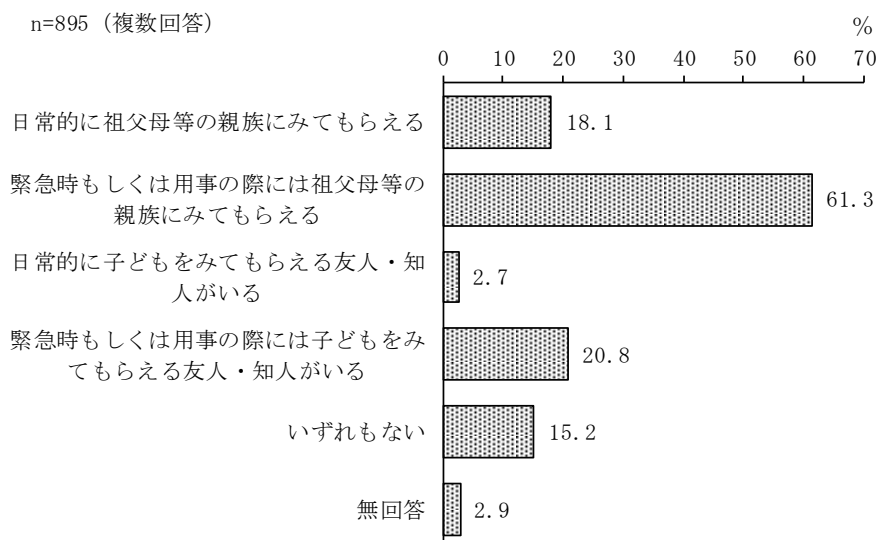
調査結果（グラフ）の見方

- ・集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100%にならないことがあります。
- ・回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。
- ・表中、図中に「-」と表示してあるのは、回答者がいなかった場合です。
- ・調査票の選択肢の文章は、要約して短く表現している場合があります。

◆子どもを見てもらえる親族・知人の有無◆

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

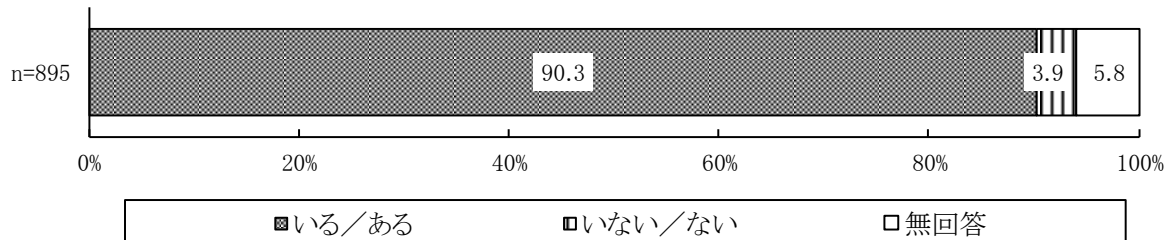
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、61.3%となっています。次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が20.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が18.1%、「いずれもない」が15.2%と続いています。



◆気軽に相談できる人の有無◆

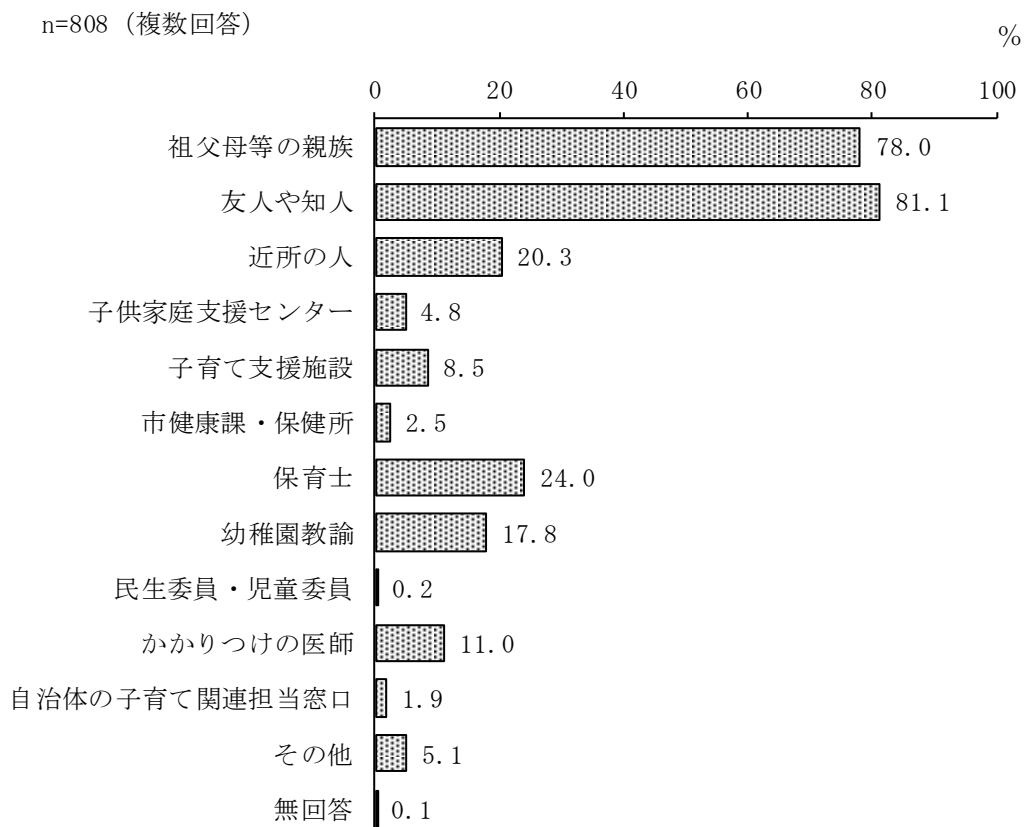
問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありませんか。

気軽に相談できる人や機関が「いる／ある」が90.3%、「いない／ない」が3.9%となっています。



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

「友人や知人」が最も多く、81.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「保育士」が24.0%、「近所の人」が20.3%、「幼稚園教諭」が17.8%と続いています。

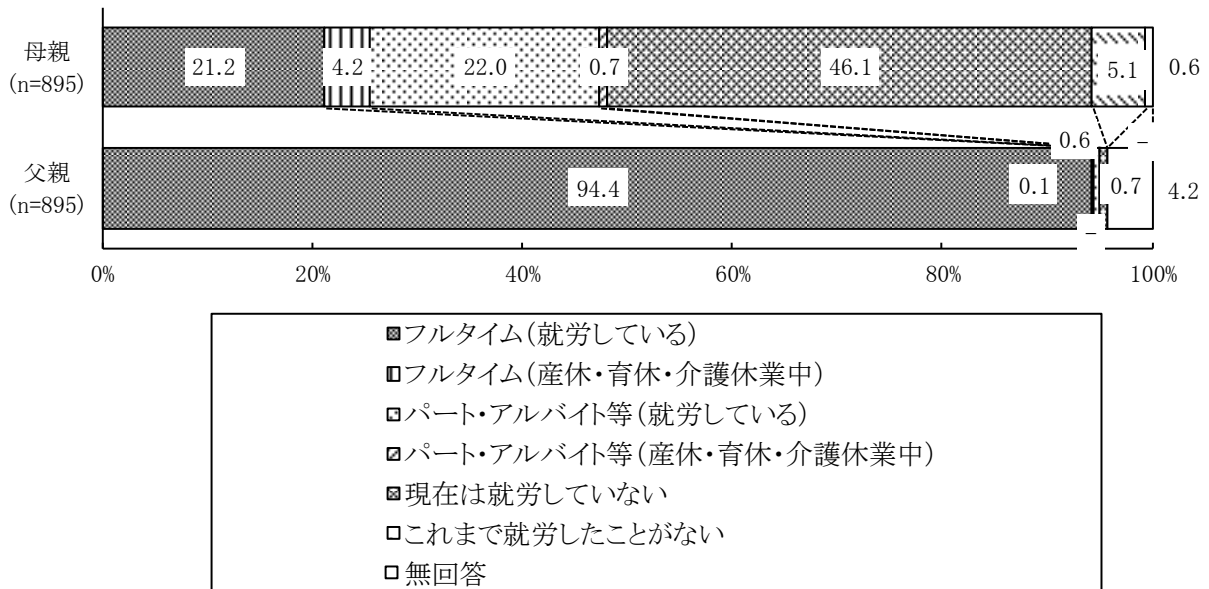


◆保護者の就労状況◆

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）はどのようなものですか。

母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、46.1%となっています。次いで「パート・アルバイト等で就労している」が22.0%、「フルタイムで就労している」が21.2%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、94.4%となっています。

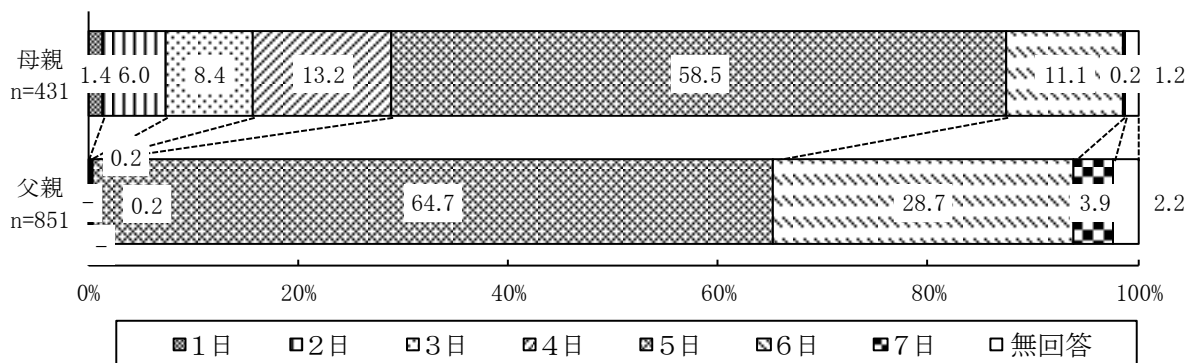


問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【1週当たりの就労日数】

母親では「5日」が最も多く、58.5%となっています。次いで「4日」が13.2%、「6日」が11.1%と続いています。

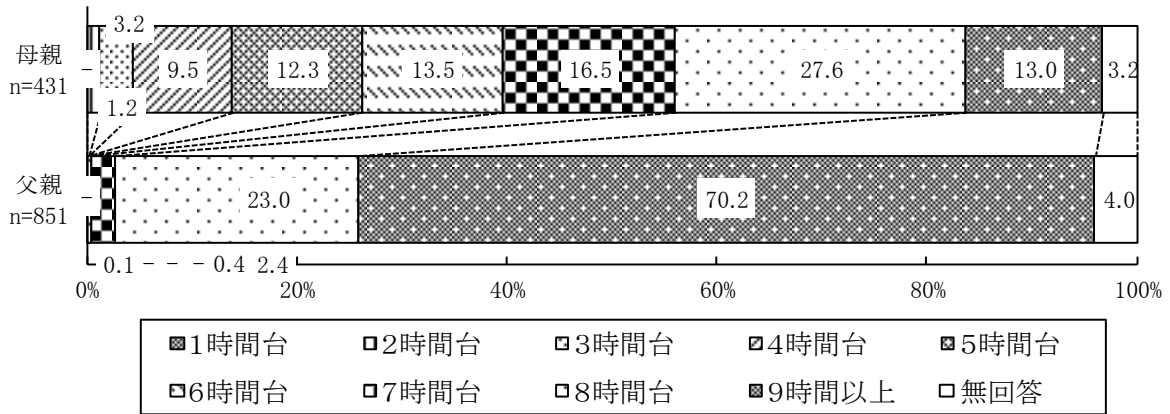
父親では「5日」が最も多く、64.7%となっています。次いで「6日」が28.7%と続いています。



【1日当たりの就労時間】

母親では「8時間台」が最も多く、27.6%となっています。次いで「7時間台」が16.5%、「6時間台」が13.5%、「9時間以上」が13.0%、「5時間台」が12.3%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、70.2%となっています。次いで「8時間台」が23.0%と続いています。

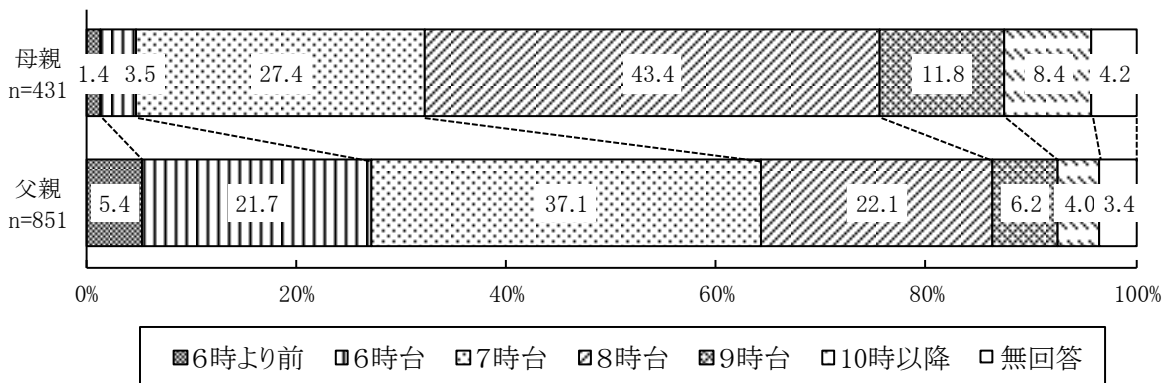


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【家を出る時間】

母親では「8時台」が最も多く、43.4%となっています。次いで「7時台」が27.4%、「9時台」が11.8%と続いています。

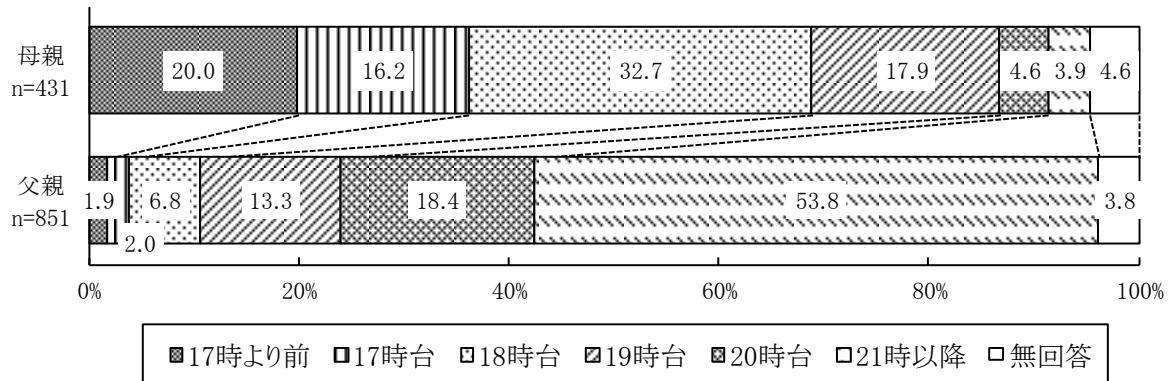
父親では「7時台」が最も多く、37.1%となっています。次いで「8時台」が22.1%、「6時台」が21.7%と続いています。



【帰宅時間】

母親では「18時台」が最も多く、32.7%となっています。次いで「17時より前」が20.0%、「19時台」が17.9%、「17時台」が16.2%と続いています。

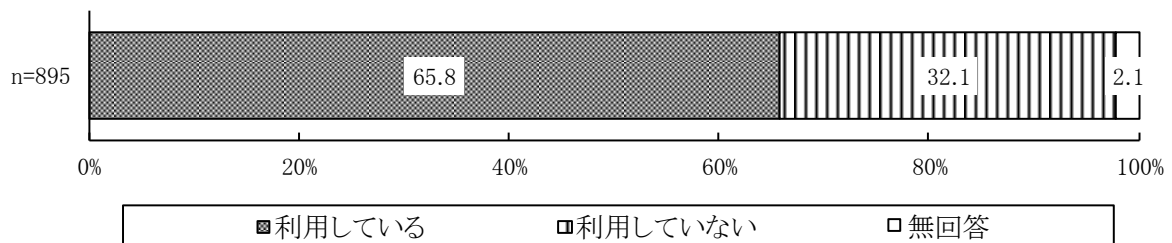
父親では「21時以降」が最も多く、53.8%となっています。次いで「20時台」が18.4%、「19時台」が13.3%と続いています。



◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況◆

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

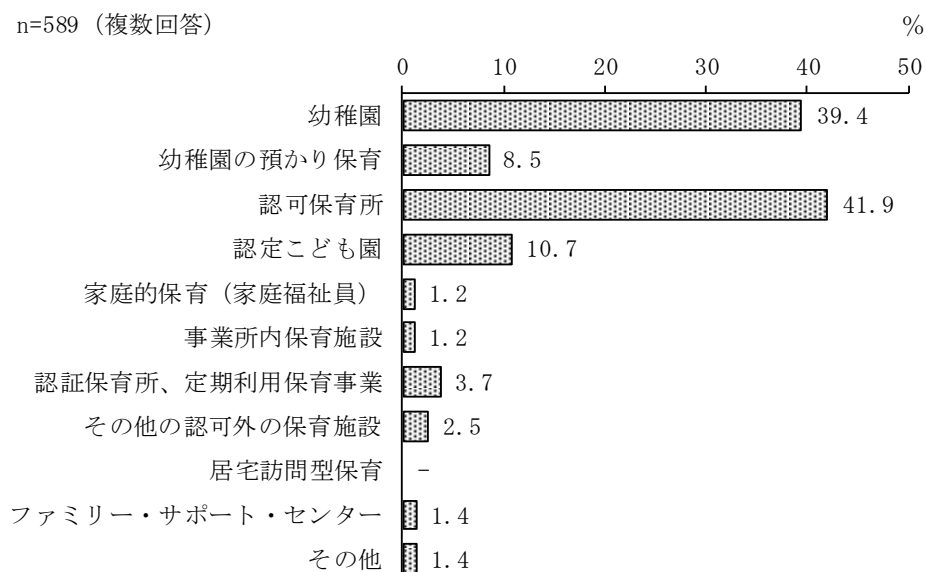
「利用している」が65.8%、「利用していない」が32.1%となっています。



問 お子さんは、平日（月～金）、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、41.9%となっています。次いで「幼稚園」が 39.4%、「認定こども園」が 10.7%、「幼稚園の預かり保育」が 8.5%と続いています。

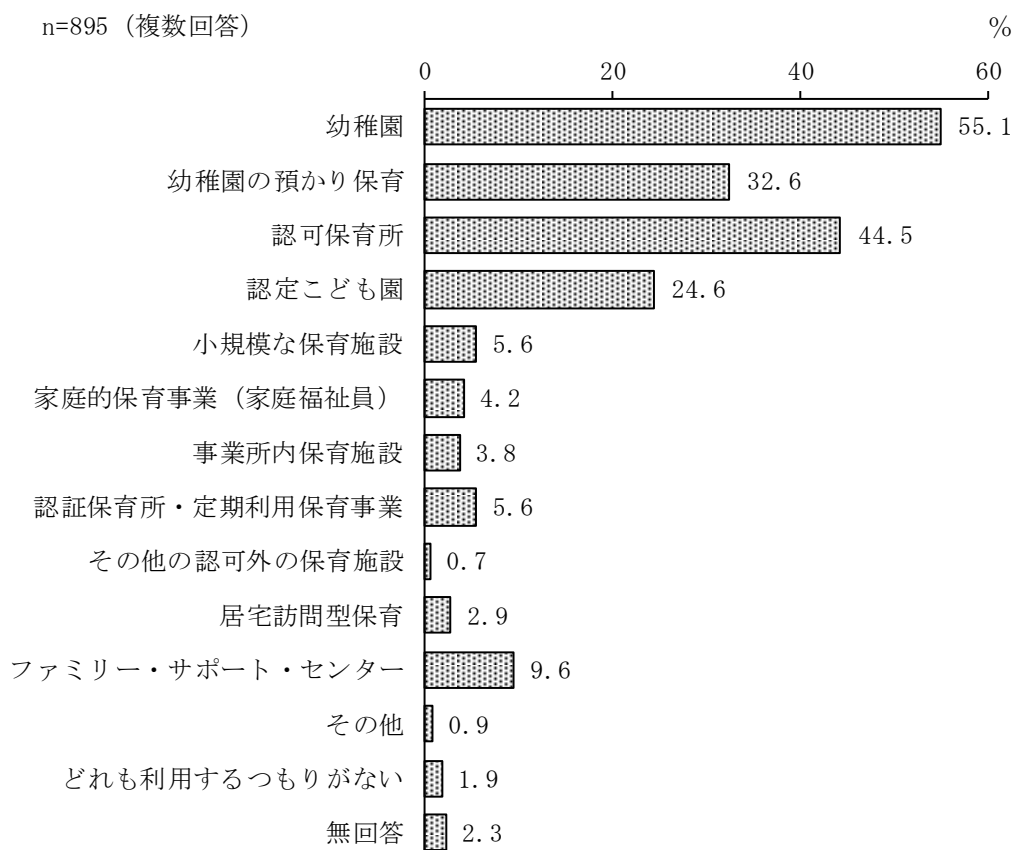
n=589（複数回答）



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日（月～金）の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

「幼稚園」が最も多く、55.1%となっています。次いで「認可保育所」が 44.5%、「幼稚園の預かり保育」が 32.6%、「認定こども園」が 24.6%と続いています。

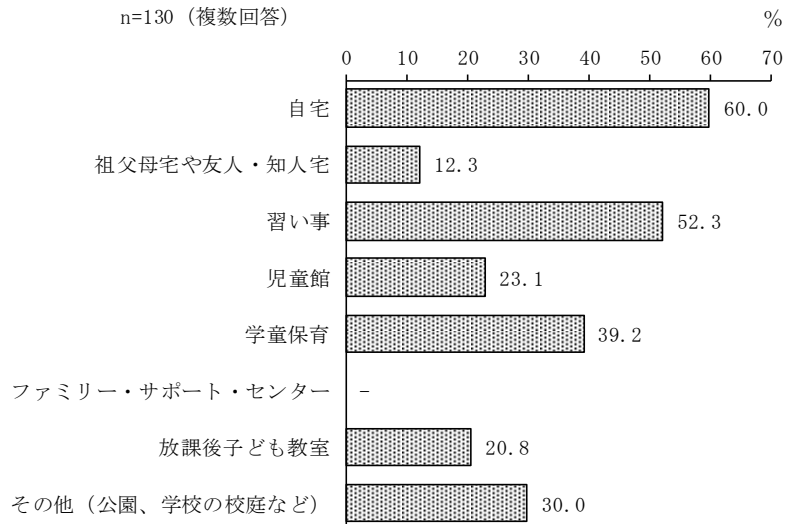
n=895（複数回答）



◆小学校就学後の放課後の過ごし方◆

問 小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

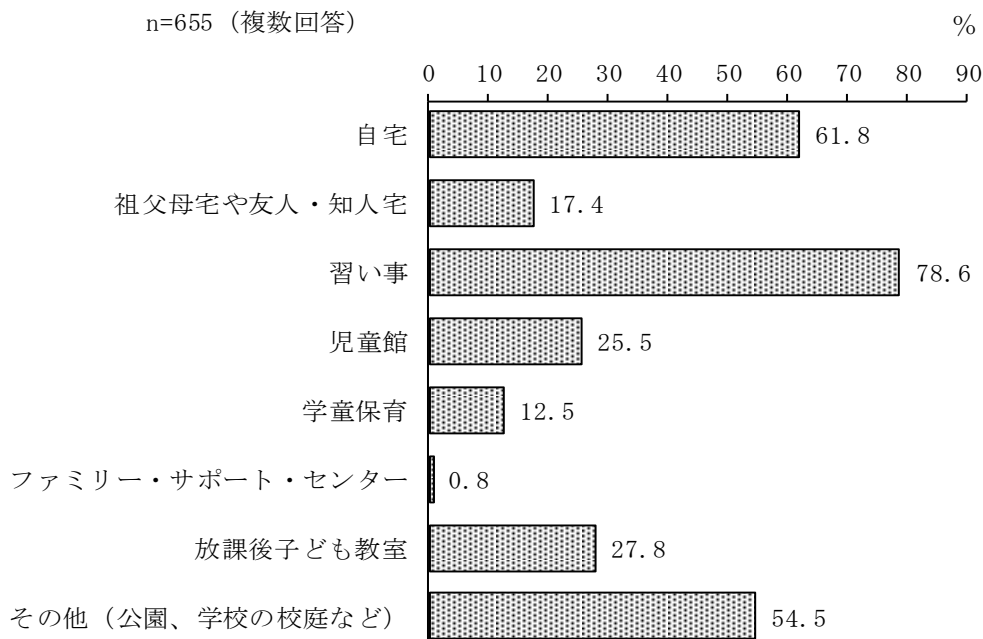
小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「自宅」が最も多く、60.0%となっています。次いで「習い事」が52.3%、「学童保育」が39.2%、「その他（公園、学校の校庭など）」が30.0%と続いています。



◆高学年になってからの放課後の過ごし方の希望◆

問 小学2年生のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

小学校2年生の児童の保護者に希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、78.6%となっています。次いで「自宅」が61.8%、「その他（公園、学校の校庭など）」が54.5%、「放課後子ども教室」が27.8%、「児童館」が25.5%と続いています。



第3章 基本事項

1 教育・保育および子ども・子育て支援事業のサービス見込み量の

算出方法

子ども・子育て支援法において、市区町村は国が示す基本指針に則して5年を1期とする市区町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

そのため、市区町村では教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用を把握するとともに、保護者に対する調査を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととなります。

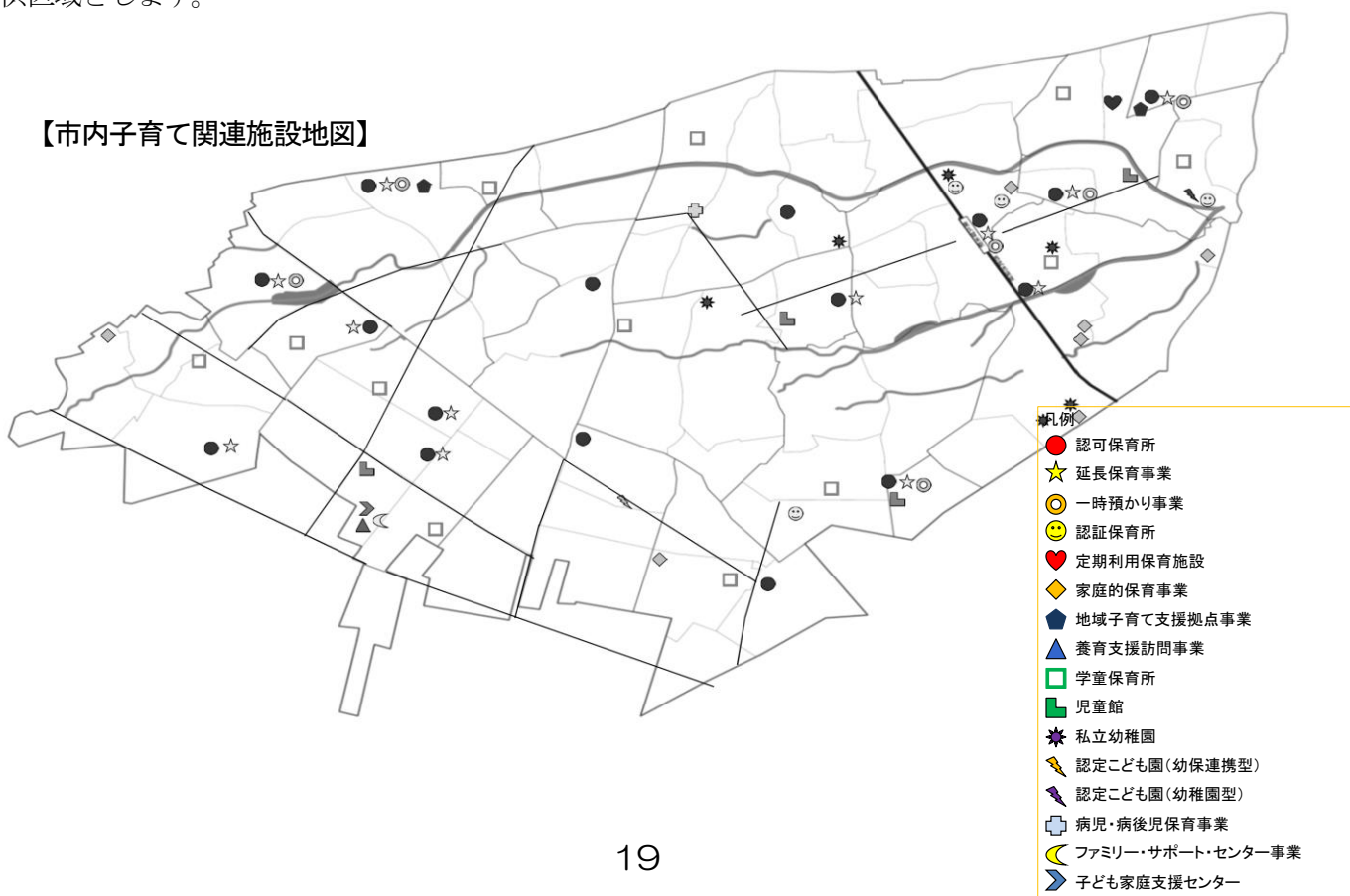
本市では、国が示す基本指針に則して、平成25年に実施した利用希望把握調査（ニーズ調査）子育て支援等に関するアンケート調査の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月・厚生労働省）に基づいて、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

2 教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（「教育・保育提供区域」）を定める必要があります。

本市では、現状の利用実態に即している、施設の整備を広域的にできるので柔軟かつ合理的な需給バランスの調整や弾力的な運用を行うことができるなどの理由により、市の全域を一つの提供区域とすることとします。なお、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。

【市内子育て関連施設地図】



3 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市内に居住する子どもについて、~~「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（家庭福祉員）、認可外保育施設等の利用状況」に、~~ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて以下の年度、認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

年度	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
平成27年度	1,425	265	1,202	215	783
平成28年度	1,396	260	1,180	228	792
平成29年度	1,347	250	1,141	211	800
平成30年度	1,297	240	1,102	191	781
平成31年度	1,299	241	1,104	177	739

(2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容およびその実施時期

(1)の「量の見込み」(下表①)に対応するよう、年度ごとに「教育・保育の提供体制の確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。なお、国は「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童を解消することを推進しており、このことを踏まえ、平成27年度から3年間で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備していくことを目指します。

【平成27年度における教育・保育施設の利用見込み数等】

・幼稚園、認定こども園 単位：人

年齢	3～5歳	
	1号	2号(教育希望)
特定教育・保育施設	233	78
新制度に移行しない幼稚園	1,700	

※新制度に移行しない幼稚園の利用には原則、認定区分はありません。

・保育所、地域型保育、認可外保育 単位：人

認定区分	2号	3号			計
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
認可保育所	1,031	156	278	318	1,783
地域型保育施設				44	44
東京都認証保育所				110	110
定期利用保育施設				12	12

【今後の方向性】

1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、教育施設又は新制度に移行しない幼稚園において確保できる見込みです。

また、2号認定及び3号認定の保育需要について、不足が見込まれることから、保護者の就労状況等による多様なニーズへの対応を踏まえ、認可保育所や小規模保育施設の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進により提供体制の確保を目指します。

なお、待機児童が見込まれる年度においては、これまで同様に、保育所等への定員の弾力化の依頼により待機児童を最小限に抑えていくように努めます。

単位:人

年度		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	215	783
②確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	233	78	1,031	156	596
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業(※2)			10	34	
	認可外保育所(※3)			26	15	81
②-①		321		△145	△34	△72
年度		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,396	260	1,180	228	792
確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	233	78	1,093	165	629
	新制度に移行しない幼稚園	1,700				
	特定地域型保育事業(※2)			22	60	
	認可外保育所(※3)			22	13	65
②-①		355		△65	△28	△38
年度		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,347	250	1,141	211	800
②確保 方策	特定教育・保育施設(※1)	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業(※2)			31	106	
	認可外保育所(※3)			22	8	40
②-①		390		27	11	20

年度		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,297	240	1,102	191	781
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業(※2)				31	106
	認可外保育所(※3)			22	8	40
②-①			450	66	31	39
年度		平成31年度				
		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,299	241	1,104	177	739
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)	760	243	1,146	183	674
	新制度に移行しない幼稚園	984				
	特定地域型保育事業(※2)				31	106
	認可外保育所(※3)			22	8	40
②-①			447	64	45	81

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
 ※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
 ※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）

4 地域子ども・子育て支援事業に関する事業

(1) 利用者支援に関する事業(利用者支援)

【事業の内容】

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所などの施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業(新規事業)です。

【平成25年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

市役所の窓口に1か所設置し実施していきます。幼稚園や認定こども園、保育所等も含めた子育て支援に係る施設や事業について、幅広い情報収集を行い効果的な情報提供に努めます。また、保護者の個別ニーズを把握し、利用支援や助言、関係機関との連絡調整を実施していきます。

なお、新たな事業であるため、利用状況等を踏まえ、利用者支援事業の設置場所や箇所数について検討していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
②-①	か所	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業の内容】

2号認定または3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【平成25年度 実績】

945人

【今後の方向性】

====

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	人					
②-①	人					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の内容】

保護者が出産や病気などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合があります。

【平成25年度 実績】

52人日[※]

【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後、**事業の周知に努めながら、実施していきます。**

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	291	292	283	274	264
②確保方策	人日	730	730	730	730	730
②-①	人日	439	438	447	456	466

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【平成25年度 実績】

854人

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。今後も**早期から適切な育児支援が受けられるように**継続的に実施していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人	876	924	864	828	732
②訪問数	件数	876	924	864	828	732
訪問率 (②/①)	%	100	100	100	100	100
確保方策	実施体制：15人（常勤保健師10人、委託助産師5人） 実施機関：東久留米市福祉保健部健康課 委託団体等：東久留米市助産師会					

(5) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業の内容】

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【平成25年度 実績】

1, 147件

【今後の方向性】

育児不安の解消や養育技術の提供等のため、健診事業等の母子保健活動や乳児全戸訪問事業と連携しながら有効活用を図ります。今後は、養育支援訪問事業をより利用しやすいよう相談できる窓口として、事業周知の強化を図っていきます。~~今後も継続的に事業実施していきます。~~

専門相談支援については、迅速、適切な対応が求められることから、関係機関との連携を強化するとともに、研修等を活用し対応職員の養成を継続します。また、必要に応じた育児・家事援助についても継続してきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ訪問件数)	件数	1,147	1,224	1,301	1,060	1,025
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員 実施機関：子ども家庭部子育て支援課 子ども家庭支援センター					

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【平成25年度 実績】

13, 232人

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。なお、事業周知を強化し、既存の施設の有効活用を図ります。今後も子ども家庭支援センターなどの子育て関連施設や民間の幼稚園、保育所における地域活動の利用状況、利便性などを踏まえ事業内容について検討していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	45,844	47,130	46,211	45,107	41,452
②確保方策	か所	2	2	2	2	2

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の内容】

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペース等で、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

【平成25年度 実績】

196人日

【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できていると考えています。今後も事業の周知を継続的に実施し、利用状況を踏まえ、利便性の向上に努めます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	882	885	876	848	815
②確保方策	人日	880	880	880	880	880
②-①	人日	△2	△5	4	32	65

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。**ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。**

【平成25年度 実績】

~~サポート会員 205名~~

ファミリー会員 491名

サポート会員 205名

両方会員 7名 **計703名**

活動件数 3,644人日 **(0～5歳 2,441人日 6～11歳 1,203人日)**

【今後の方向性】

====

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	人日	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	人日					
②-①	人日					

(9) 一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園や保育所等で急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間以降の預かりも一時預かり事業となります。

【平成25年度 実績】

預かり保育、一時預かりとして、65,820人日

【今後の方向性】

====

① ~~預かり保育（幼稚園における在園児対象）~~ 一時預かり事業（幼稚園や認定こども園における在園児対象とした一時預かり（預かり保育））

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	人日	17,338	16,971	16,329	15,693	15,718
	2号認定	人日	50,058	48,999	47,146	45,310	45,381
②確保方策		人日					
②-①		人日					

② ~~一時保育（①以外）~~ 一時預かり事業（①以外）

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		人日	52,827	54,214	53,158	51,784	47,683
②確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	人日					
	ファミリー・サポート・センター事業 （就学前児童）	人日					
②-①		人日					

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づきを根拠に実施している事業です。現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

【平成25年度 実績】

10,880回

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (受診券配布件数)	件数	924	864	828	732	732
②1人あたりの健診回数	回	15	15	15	15	15
総健診回数 (②×③)	回	13,860	12,960	12,420	10,980	10,980
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目（体重・血圧・尿・血液検査 他） （②の1人あたり健診回数には、超音波検査1回分が含まれます）					

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業の内容】

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【平成25年度 実績】

小学校3年生までを対象とした事業の際に待機児童はいませんでした。

【今後の方向性】

====

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一小地区	①量の見込み	人	88	98	97	96	94
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第二小地区	①量の見込み	人	101	103	103	108	106
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第三小地区	①量の見込み	人	93	99	95	98	96
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第五小地区	①量の見込み	人	105	113	120	122	120
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第六小地区	①量の見込み	人	66	71	73	73	71
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第七小地区	①量の見込み	人	112	108	109	111	108
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第九小地区	①量の見込み	人	108	112	115	121	118
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第十小地区	①量の見込み	人	76	70	69	63	61
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小山小地区	①量の見込み	人	67	65	63	66	64
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
神宝小地区	①量の見込み	人	53	49	48	47	46
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南町小地区	①量の見込み	人	86	86	80	82	80
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
本村小地区	①量の見込み	人	51	48	46	46	44
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
下里小地区	①量の見込み	人	30	30	31	30	29
	②確保方策	人					
	②-①	人					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

特定教育・保育施設または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部または一部に助成する事業です。

【平成25年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

国の動向に応じ事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の能力を活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【平成25年度 実績】

新規事業のため、実績なし

【今後の方向性】

これまでも、幼稚園や保育所等の相談は、所管課にて受付、手続きに係る支援や助言を行ってきました。今後も市内において、多様な事業者がその能力を活用しながら教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談・助言等を行います。

4.5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内

容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育と保育を一体的に提供していく施設として、今後、需要が見込まれる施設です。なお、幼稚園は「幼稚園教育要領」に基づき教育を行い、保育所は「保育所保育指針」に基づき保育を実施しており、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。

国の基本指針では、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることは、留意事項とされており、また、認定こども園の中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとして制度改正が行われたことを踏まえると、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

市は、現在の教育・保育の利用状況や利用希望に沿って、教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。なお、子ども・子育て支援法には「子ども・子育て支援給付は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する」基本理念があります。本市の幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の推移を踏まえると、幼稚園から認定こども園への移行を中心に推進していきます。

- ・幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修など、必要な支援に努めます。
- ・教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所との連携を推進します。
- ・多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

第4章 その他の事項

1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要であります。

本市では、次の取り組みにより円滑な利用の確保に努めていきます。

①(1) 情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

②(2) 保育需要に応じた定員の拡充

育児休業からの復帰が円滑に進むよう、認可保育所や小規模保育施設の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進による提供体制の確保の際に、保育需要が多いと見込まれる1歳児の定員を拡充に配慮し、希望する児童が保育を受けられる体制を整えます。

2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都との連携

(1) 児童虐待防止

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策であり、本市では、このような観点からも継続して各種相談事業等を行います。また、要保護児童対策協議会の強化に努め、健康診査、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、児童の生活環境や心身の状態などから虐待の兆候をとらえ、未然に、または早期に対応ができるよう、十分な体制を整えます。

なお、現在本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保険、教育、警察等の関係諸機関と連携して早期発見・早期対応に備えるとともに、小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けている子どもの保護や、保護者に対する援助を行っています。

(2) 特別な支援を要する児童への施策

身体の障害等により、特別な支援を要する児童への療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々なさまざまな事業を通じて、児童とその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者親が子どもの発達の遅れや障害・病気などについての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

学校教育においては、校内委員会・特別支援コーディネーターの配置、指名のほか、特別支援学級、通級指導学級を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育を実施します。

また、都や医療機関などの専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き

続き推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容	関係機関等
早期発見の取り組みの充実	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達経過観察を行っています。また、児童精神科的領域及び運動・精神発達の遅れ等が疑われる乳幼児に対しては、児童精神・小児神経学的立場に重点を置いた健診、作業療法士による指導、個別相談を行い、障害等の早期発見・早期療育を図っています。 乳幼児健診や相談事業の結果、母子の心理面や児の発達上、必要に応じて、心理相談(個別、集団)を実施しています(個別相談:年24回、集団グループ相談:年21回)。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。	健康課
障害児保育の充実	保育園での障害児保育を充実するために、わかさ学園など専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図る。	保育課
障害児療育の充実	障害乳幼児の療育・指導を行い、同時に保護者にも指導・援助を行う。相談事業によって、発達上心配な点のある乳幼児及び家族を支援し、関係機関との連携を図る。	障害福祉課 わかさ学園
特別支援教育の実施	特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携などに取り組み、児童、生徒一人一人に応じた指導及び支援の充実を目指しています。 また、小学校3校、中学校2校に教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級(知的障害)を設置しています。更に、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする通級指導学級(情緒障害)を小学校1校、中学校1校に設置し、指導・支援を行っています。	学務課

※関係計画

- ・東久留米市障害者計画・障害福祉計画
- ・東久留米市教育振興基本計画

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともに行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を援助するとともに、就労支援などの生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容	関係機関等
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています(原則、義務教育低学年までの児童のいるひとり親家庭を対象に実施)。 利用世帯数は毎年度増減はあるものの、制度としては十分に確立しているため、現状を維持して実施していきます。	子育て支援課

母子及び父子並びに寡婦自立促進事業	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状を維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を模索していきます。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。	子育て支援課
児童育成手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等(父子家庭も対象)に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭住宅手当助成事業	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。 市単独事業として実施しており、他市にはない事業ということで喜ばれている事業であり、今後も実施していきます。	子育て支援課
母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行っています。	子育て支援課
母子保護の実施事業	市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する相談体制の強化	ひとり親家庭の相談は、母子・父子自立支援員2人を配置して実施しています。教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子(女性)福祉資金の貸付などの制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市HP等を活用した幅広い情報提供に努めます。	子育て支援課

※関係計画

・東久留米市地域福祉計画

3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てが円滑に取り組まれるためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活を営むことが大切です。仕事と生活の調和の実現については、「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本市では平成23年に策定した「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」において、~~で、~~仕事と生活の調和し、(ワーク・ライフ・バランス)男女が共に能力を発揮できる活力ある社会の実現に向け、仕事の時間と地域活動、自己実現等の時間を自分の望むバランスで取れる生活を送れるよう仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための啓発に取り組む環境整備のための具体的な取り組み・支援を行うこととしています。

雇用機会均等法や育児・介護休業法など、法律や制度の整備・充実は進んでいるものの~~ます。しかし~~、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもの病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は続いています。

本市では、企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も、~~市~~の関係部署や市内事業所等をはじめとする民間団体、NPOなどと連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育施設、放課後児童健全育成事業及び子育て援助活動支援事業の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

【具体的な事業（東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）等より）】

事業名	事業の内容	関係機関等
行政機関内部での支援事業	一事業主として特定事業主行動計画を策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備などに取り組んでいます。	職員課
女性の再就職支援	女性の再就職のための情報提供及び講座の充実を図ります。	生活文化課
女性の企業に関する情報提供・支援	関係機関と連携し、企業に関する知識や手法についての情報提供及び講座を実施します。また、起業した女性のネットワークづくりへの支援を行います。	生活文化課
男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進	男性向けの家事・育児・介護等に関する啓発及び講座の充実を図ります。また、関係各課と連携し、制度等の情報提供及び自主学習グループへの支援を行います。	生活文化課
市内事業所への男女共同参画の啓発	都や関係機関と連携し、市内事業所への男女平等意識の啓発やハラスメント防止等、男女共同参画施策の周知及び啓発を行います。	生活文化課 産業振興課
関係法令、各種制度の周知と啓発	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。	生活文化課 産業振興課

※関係計画

・東久留米市第2次男女平等推進プラン

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、行政、事業者等の連携・協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたって、市の関連部署内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭を始めとして、幼稚園・認定こども園・保育所保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、~~も~~新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業などの子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、利用者支援事業を始めとして、市報・ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

2 進捗状況の管理

本子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心に取りまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市のホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要であることから、PDCAサイクル^{*}に基づき、進行管理を行い、この取組を評価するため、利用者の視点に立って、点検および評価を各年度で行い施策事業の改善につなげていきます。

資料編

1 用語解説

用語	解説
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立・公布された、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「認定こども園法」の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、関係する児童福祉法など55の法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。）
市町村子ども・子育て支援事業計画	内閣総理大臣が定めた基本指針に即してすべての市町村が定める、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。子ども・子育て支援法第61条に規定されている。
PDCAサイクル	事業の計画を立て（PLAN）、計画に基づいて事業を実施し（DO）、実施した事業を評価し（CHECK）、改善（ACT）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に資するという管理手法

2 東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）平成25年度進捗状況

東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）平成25年度進捗状況を掲載します。

3 策定経過

子ども・子育て会議の審議経緯など、策定経過を掲載します。

4 東久留米市子ども・子育て会議条例

条例を掲載します。

5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿

委員名簿（氏名、団体名、備考）を掲載します。